平成２３年（フ）第３４６７号
東京都大田区下丸子４丁目19番２号
破産者　株式会社ミズノテック
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４６８号
東京都大田区下丸子４丁目19―２
破産者　水野　貴司
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４６９号
東京都大田区下丸子４丁目19―２
破産者　水野美和子
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５８６号
埼玉県所沢市中富南２丁目６―３、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字山口1053―23
破産者　月岡　　広
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７６４号
東京都大田区大森南２丁目20番６号
破産者　山晃工業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０８４号
神奈川県横浜市中区初音町１丁目21番１号
破産者　株式会社恵プログレス
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０８５号
神奈川県横浜市中区初音町１丁目21―１―502、開始決定時の住所神奈川県横浜市戸塚区平戸１丁目１―18―106
破産者　三島　惠仁
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４９５号
東京都葛飾区水元１丁目21―１―302
破産者　木下　　茂
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８７８号
宮崎県都城市都元町2953番地
破産者　キリノメタルエレクター株式会社
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０１２号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目４番５号
破産者　株式会社レアル
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８号
東京都葛飾区金町３丁目５―１―302
破産者　長谷　文雄
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５０号
東京都文京区白山４丁目28―16　椿荘
破産者　西部　喜久
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４６号
東京都中野区東中野５丁目30―９―102
破産者　有近　卓也
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５３号
神奈川県横浜市栄区金井町114―103
破産者　中村　実夫
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００７号
東京都足立区新田３丁目23―９
破産者　関根　一真
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０４号
東京都大田区西嶺町13―２
破産者　山田　宗幸
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１９号
東京都大田区久が原５丁目17―25　長島コンパウンドＢ２
破産者　宇田川高司
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２０号
東京都台東区東上野６丁目21―10―３Ｆ
破産者　鷹取　幸夫
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２１号
東京都世田谷区上用賀６丁目31―15―２―403
破産者　松本　文博
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３１号
埼玉県吉川市中野48―５
破産者　副枝　竜一
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９３号
神奈川県平塚市長持464―１―201
破産者　清野　道子（旧姓水野）
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６８１号
東京都多摩市和田68―１―101
破産者　田村　　泉
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部